

(仮称) 須賀川・玉川風力発電事業環境影響評価準備書

に対する意見について

統括的事項

- (1) 本事業の実施までに相当の期間を要することから、対象事業実施区域の社会環境、生活環境又は自然環境の変化状況を踏まえ風力発電施設及び関連施設の建設及び稼働に伴う環境への影響を的確に把握し、周辺への環境影響が最小となるようにすること。

また、環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に影響を与える新たな事情が生じた場合には、必要に応じてそれらを見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行うこと。

- (2) 本事業の実施に関しては、周辺住民及び農業従事者、畜産事業者等に対して丁寧に説明し、十分な理解を得るように努め、住民からの意見や要望に対して誠意をもった対応をとること。

騒音、振動及び低周波音について

騒音及び超低周波音による心身への影響については、聞こえ方に個人差があり、生活環境等も異なるなど不確実性があることから、稼働後に影響が確認された場合の対策について検討すること。

動植物について

施設の稼働による動植物・生態系への新たな影響が生じた場合には、当該影響の十分な低減が図られるように追加的に調査、予測及び評価を行うこと。

送電線の配置等について

仮に本市の林道敷地へ送電線を設置（架線、埋設線の設置及び管理）することとなった場合は、立木伐採や木材搬出の支障となることから、最短距離であることなど合理的な理由がない場合には送電ルートを設定しないこと。